

熱中症関係省庁連絡会議資料

○平成 30 年度第 2 回 熱中症関係省庁連絡会議

- ・平成 30 年夏期における熱中症に関する政府の取組 1
 (消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、環境省)

○平成 30 年度第 1 回 熱中症関係省庁連絡会議幹事会

- ・国土交通省における熱中症関連施策（ヒートアイランド対策） 5
- ・観光庁における熱中症関連施策 7
- ・文部科学省における熱中症事故防止対策について 8
- ・平成 30 年度の熱中症対策関連情報について（気象庁） 19
- ・環境省における熱中症に関する取組について 23

平成 30 年夏期における熱中症に関する政府の取組

平成 30 年 5 月 15 日

熱中症対策については、近年、夏期の救急搬送者数が 5 万人前後という高い水準で推移しているなど厳しい状況にある。

このため、熱中症関係省庁連絡会議のメンバーである省庁を中心に、政府における今夏の熱中症対策を以下のようにとりまとめ、関係省庁が分担・連携して推進する。

1. 気象情報の提供、注意喚起（気象庁、環境省）

(1) 気温の観測・予測情報の提供、注意喚起（気象庁）

- ・全国各地の気温の観測情報をリアルタイムで提供するとともに、気温の予測情報を提供。特に、気温が高くなることやその状態が数日続くことが予想された場合、気象情報で注意喚起を実施するとともに、予め定めた目安を超える高温が予想された場合には、毎日の天気予報で熱中症による健康被害への注意を呼びかけ。
- ・翌日又は当日の最高気温が概ね 35°C ^{※1}以上になることが予想される場合に「高温注意情報」を発表し、熱中症への注意を呼びかけ。
- ・向こう 1 週間で最高気温が概ね 35°C ^{※1} 以上になることが予想される場合にも、数日前から「高温に関する気象情報」を発表し、熱中症への注意を呼びかけ。
 - ※1 一部の地域では 35°C 以外を用いることもある。
- ・5 日～14 日後を対象として、7 日間の平均気温が平年よりかなり高い場合に発表される「高温に関する異常天候早期警戒情報」において、7 日平均気温が概ね 28°C ^{※2} を超える確率が 30% 以上と予想される場合に熱中症に対する注意を呼びかけ。
 - ※2 一部の地域では 28°C 以外を用いることもある。
- ・その他、最新の気温等の分布を約 1km 四方で 1 時間ごとに提供する「推計気象分布」を平成 28 年 3 月より開始した他、毎年 7 月頃には都市化による気温への影響評価等を行うヒートアイランド監視報告の公表を行っている。

(2) 暑さ指数（WBGT^{※3}）の情報提供（環境省）

- ・全国 840 地点の暑さ指数（WBGT）の予測値等を算出し、「環境省熱中症予防情報サイト」（<http://wbgt.env.go.jp/>）において実況値及び当日、翌日、翌々日の 3 時間毎の予測値を毎日公開する。
- ・民間のメール配信サービスを活用した暑さ指数（WBGT）の予測値等の個人向けメール配信サービスや、アスファルト舗装の上等の実生活の場や身長の高い児童を想定した暑さ指数（WBGT）参考値の提供などを行っている。

- ・熱中症患者の発生時期を考慮して夏期より長い運用期間とし、4月20日(金)～9月28日(金)まで提供を行う。

※3 WBGT (湿球黒球温度) : 人体の熱収支に影響の大きい湿度、輻射熱、気温の3つを取り入れた指標であり、乾球温度、湿球温度、黒球温度の値を用いて算出したもの。運動や作業の強度に応じた基準値が定められている。

2. 予防・対処法の普及啓発(消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、環境省)

(1) 「熱中症予防強化月間」の設定(消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、環境省)

- ・国民一人一人に対して熱中症の予防法や応急処置等について、より一層の周知を図るため、熱中症に罹る人が急増する7月を熱中症予防強化月間と設定。
- ・ポスターの掲示等による、国及び地方公共団体の関係機関等における月間設置の周知や関係省庁等の行事における熱中症予防の呼びかけの実施。

(2) 救急業務・医療現場における熱中症対策(消防庁、厚生労働省)

- ・国民向けの予防啓発コンテンツ(ポスター、ビデオ、イラスト、音声メッセージ、リーフレット)を用いて熱中症予防に対する注意喚起の強化。(消防庁)
- ・訪日外国人のための救急車利用ガイド(7ヶ国語)に熱中症予防のポイント等を追加し消防庁ホームページに掲載する。(消防庁)
- ・熱中症患者に対し、適切な対応が行われるよう消防本部に対し助言等を実施。(消防庁)
- ・熱中症診療ガイドラインを厚生労働省ホームページに掲載。(厚生労働省)

(3) 日常生活における熱中症対策(厚生労働省、環境省)

- ・リーフレット「熱中症予防のために」を各地方自治体に配布し、保健所等における健康相談等での活用や介護事業者等への啓発等を依頼。
- ・熱中症予防について、5月1日から9月30日までの間、Twitterによる情報発信を行う。(厚生労働省)
- ・熱中症についての科学的知見や予防法等をまとめた「熱中症環境保健マニュアル2018」、日常生活における予防・対処法などの要点をまとめたリーフレット及び携帯型カード、高齢者向けに内容を特化したリーフレット及びポストカード、熱中症について学べる動画を収録したDVDを作成し、地方自治体や教育委員会等へ広く配布。また、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2018」及び英語版リーフレットを策定しインターネットを通じて公開。(環境省)
- ・熱中症に係る正しい知識を普及するとともに、民間企業や行政機関が連携し、熱中

症予防の声かけの輪を広げる取組として、「熱中症予防声かけプロジェクト」が平成23年から開始されており、実行委員会に環境省も参画・支援を実施。（環境省）

（４）学校現場における熱中症対策（文部科学省）

- ・学校現場において、熱中症の予防や児童生徒が熱中症を発症した場合の対応が的確に行われるよう、予防方法や応急措置等についてまとめた「熱中症を予防しよう」パンフレットを作成し、独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページに掲示。
- ・学校の教職員、教育委員会の担当者、中体連及び高体連の会長等を対象とした会議等において熱中症の問題を取り上げて指導。
- ・主に教職員や教育委員会関係者が登録している文部科学省におけるメールマガジンにおいて注意喚起。
- ・子供たちのよりよい環境を確保するため、夏の強い日差しを遮ること、風通しをよくすることなどの校舎づくりの工夫事例を紹介。また、公立学校施設については、地方公共団体からの計画を踏まえ、空調設備の設置を支援。

（５）職場における熱中症対策（厚生労働省）

- ・職場における熱中症の予防に関し、事業者の実施すべき事項を取りまとめ、業界団体等に通知するとともに、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施。
- ・職場のWBGT値の把握、作業管理、作業環境管理、労働者の健康管理等の熱中症予防対策をリーフレットにまとめ、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（5月1日から9月30日）を通じて、事業者や労働者に対し周知。
- ・職場における熱中症予防に関する講習会を6月及び7月に全国7か所で実施。

（６）農業現場における熱中症対策（農林水産省）

- ・熱中症の予防のための留意点について、各都道府県等へ「農作業中の熱中症に対する指導の徹底について」を発出し、夏季作業で特に注意が必要な事項について、農業者への指導徹底を実施。
- ・民間企業と連携してポスター及びリーフレットを作成・配布し、行政機関や農業機械メーカー等による「声かけ」（注意喚起）を促すとともに、誰でも容易に活用できるように、農林水産省ホームページにも掲載。
- ・農林水産研修所において、都道府県担当者等を対象に「熱中症及び環境対策コース」を開催し、予防対策等の研修を実施。

（７）「健康のため水を飲もう」推進運動の支援（厚生労働省）

- ・「健康のため水を飲もう」推進委員会^{※4}作成のポスター・リーフレットの掲示・配布について、文部科学省、都道府県の水道関係部局及び大臣認可水道事業者等へ依頼。

また、同委員会の活動について厚生労働省ホームページ上で紹介。

※4 平成19年に武藤芳照東京大学政策ビジョン研究センター教授を委員長として発足した委員会で、「こまめに水を飲む習慣の定着」等の活動を行っている。毎年、ポスター・リーフレットを作成しているほか、平成24年度には公募によりシンボルマークと標語を決定。

(8) 研修会・講習会の実施（環境省）

- ・各地域における熱中症対策を進めるため、地方自治体の担当職員、民生委員、一般の方々等幅広い人々を対象として、熱中症に関する基礎知識や効果的な対策等に関する情報を提供するシンポジウムを6月3・4日に全国6カ所（中継を含む）で実施予定。（環境省）

3. 発生状況等に係る情報提供（消防庁、文部科学省、厚生労働省）

- ・夏期における熱中症による救急搬送人員数等を取りまとめ、4月30日から9月30日までの調査結果について、1週間毎に速報値を公表するとともに、月毎の確定値等を順次ホームページ上で提供。（消防庁）
- ・学校の管理下における熱中症の発生状況等について、年度毎に学校種別で取りまとめ公表するとともに、学年・性別発生傾向や月別発生傾向についても公表。（文部科学省）
- ・直近10年間の職場における熱中症による死傷災害発生状況を取りまとめ、公表。（厚生労働省）
- ・人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し公表。（厚生労働省）
- ・日本救急医学会を中心とした全国の救命救急センターや大学病院からなる医療機関ネットワークを通じて熱中症患者発生状況の実態を把握し、7月1日から9月30日まで熱中症による入院患者数等の即時情報を報告翌日にホームページで公表。（厚生労働省）

4. 調査研究の推進（環境省）

気候変動と暑熱に関する科学的知見の収集・整理等（環境省）

- ・国内の気候変動の影響評価において、気候変動と暑熱に関する最新の科学的知見の情報収集・整理及び専門家へのヒアリング等を実施。

国土交通省における熱中症関連施策 (ヒートアイランド対策)

平成30年10月30日
国土交通省



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

国交省におけるヒートアイランド対策に関する施策について

【機密性2】

- 「ヒートアイランド対策大綱」(平成25年5月 ヒートアイランド対策推進会議(国交省、環境省、他5省庁)決定)に基づき、国土交通省として各種ヒートアイランド対策に関する施策を実施。
- 具体的には、「人工排熱の低減」、「地表面被覆の改善」、「都市形態の改善」、「ライフスタイルの改善」、「人の健康への影響等を軽減する適応策の推進」、「観測・監視体制の強化及び調査研究」を実施。

ヒートアイランド対策大綱に含まれる施策(国交省関連)

《人工排熱の低減》

- 省エネルギー性能の優れた住宅・建築物の普及促進
- 低公害車の技術開発・普及促進
- 交通流対策及び物流の効率化の推進並びに公共交通機関の利用促進
- 未利用エネルギー等の利用促進

《地表面被覆の改善》

- 民間建築物等の敷地における緑化等の推進
- 官庁施設等の緑化等の推進
- 公共空間の緑化等の推進
- 水の活用による対策の推進

《都市形態の改善》

- 水と緑のネットワーク形成の推進
- 環境負荷の小さな都市の構築に向けた都市計画制度の活用等の推進

《ライフスタイルの改善》

- ライフスタイルの改善に向けた取組の推進
- 自動車の効率的利用

《人の健康への影響等を軽減する適応策の推進》

- 緑のカーテンに関する情報提供

《観測・監視体制の強化及び調査研究》

- 観測・監視と実態把握
- 計画的な施策展開のための調査研究

緑化や水の活用による地表面被覆の改善、都市形態の改善

- 緑地・水面の減少、建築物や舗装などによって地表面が覆われることによる蒸発散作用の減少や地表面の高温化を防ぐため、地表面被覆の改善を図る。
- 都市において緑地の保全を図りつつ、緑地や水面からの風の通り道を確保する等の観点から、緑の拠点の形成、事業間連携などにより、広域的視点に基づく水と緑のネットワークの形成を推進。

①民有地・民間建築物・公共空間等の緑化



民間建築物等の敷地内緑化



立体都市公園の整備

道路の緑化

※ 屋上緑化施工実績 約472haの増加 (H28←H12)

②雨水利用施設の設置

雨水利用施設に貯留された雨水を散水等に利用することにより夏季の暑さ対策への寄与。

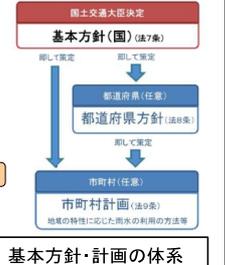
「雨水の利用の推進に関する法律(H26.5施行)」に基づく、「雨水の利用の推進に関する基本方針(H27.3決定)」を受け、雨水利用施設の設置等を進め、水資源の有効利用を図る。

雨水利用の推進

- 国自らが率先して雨水の利用を推進し、全国の地方公共団体や民間事業者への波及を図る

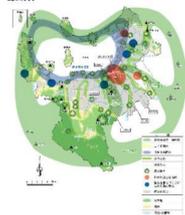


雨水利用施設を活用した雨水利用の例



基本方針・計画の体系

③都市における水と緑のネットワーク形成



緑の基本計画に基づく水と緑のネットワーク形成の取組



河川と公園との一体的な再整備



都市に残された緑地の保全

観光庁における熱中症関連施策

平成30年10月30日
観光庁



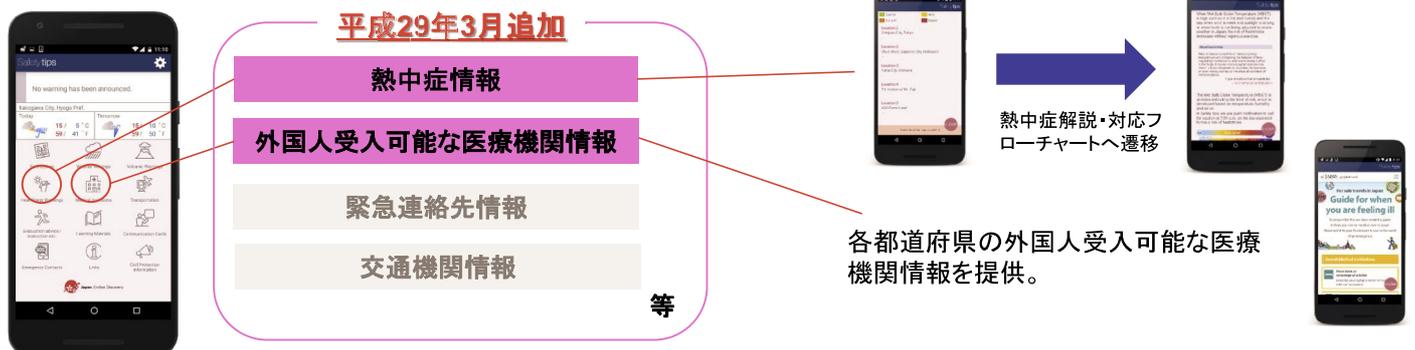
Japan Tourism Agency Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

「Safety tips」の機能向上/訪日外国人旅行者受入医療機関選定



プッシュ型情報発信アプリ「Safety tips」の機能向上

- ✓ 観光庁は災害情報発信アプリ「Safety tips」に、新たに「熱中症情報」「外国人受入医療機関情報」等の機能を追加し(平成29年3月追加)、外国人等に対し熱中症等関連情報を発信。



5言語(英語、中国語(簡体字/繁体字)、韓国語、日本語)に対応

訪日外国人旅行者受入れ医療機関選定

- ✓ 観光庁・厚労省の要件に基づき、外国語診療が可能な医療機関について、平成29年度に追加選定を実施し、全国から新たに約390箇所の医療機関が報告され合計約1,260箇所に拡充。
- ✓ リストとして取りまとめ、日本政府観光局(JNTO)のホームページに掲載して情報発信。



今後

医療通訳・外国人向けコーディネーター等が配置された拠点病院や外国人患者受入医療機関認証制度(JMIP)の認証病院だけでなく、診療所やクリニックも含め、外国語診療が可能な「訪日外国人旅行者受入医療機関」(約1,260箇所)を更に充実する。

2018年夏季
の取組

JNTO認定観光案内所に対し、「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」等の災害・医療関係ツールの情報を熱中症の注意喚起に合わせて提供。宿泊団体、旅行業者団体へも同様に情報提供し、会員施設・企業への共有を依頼。

文部科学省における熱中症事故防止対策について

平成30年10月30日

1. これまでの取組

(1) 熱中症に対する予防方法や応急措置等の対処法についてまとめた参考資料や教職員用研修資料の作成、配布、周知

- ・「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」（平成30年7月（独）日本スポーツ振興センター）【P1】
- ・学校における体育活動中の事故防止のための映像資料（DVD）（平成26年3月文部科学省）
- ・「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書（平成26年3月（独）日本スポーツ振興センター）
- ・学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成30年2月 文部科学省） 等

(2) 各教育委員会等に対し、熱中症事故の防止についての通知・事務連絡の発出

○暑くなり始める前の5月

- ・各都道府県・指定都市教育委員会の学校安全担当課等に通知を発出し、学校の下管理下における熱中症事故の防止のための適切な措置を講じるよう依頼【P9】
- ・各都道府県・指定都市スポーツ主管課に通知を発出し、スポーツ活動中における熱中症事故防止のための適切な措置を講じるよう依頼【P11】
- ・学校安全ポータルサイトにて熱中症についての注意喚起記事を掲載

○熱中症救急搬送者数等が急増する7月

- ・各都道府県・指定都市教育委員会の学校安全担当課等に事務連絡を発出し、再度注意喚起【P12】
- ・初等中等教育局メールマガジンで注意喚起

○随時（死亡事故の発生時等）

- ・事務連絡等で改めて注意喚起

(3) 各教育委員会の指導主事等が集まる会議等における注意喚起

教職員や学校安全行政、スポーツ行政担当者等を対象とした会議等において、熱中症の問題を取り上げて、注意喚起。

(4) 学校施設の空調設備の設置支援

児童生徒の学習環境改善のため、公立の小中学校施設等への空調設備の設置に必要な経費の一部を国庫補助。

2. 今般の高温を受けた対応

(1) 学校における熱中症事故防止に係る注意喚起 (事務連絡(7月18日)・メルマガ(7月19日))

体育・スポーツ活動以外で死亡事故が起きたこと、今後7月下旬にかけて高温が続く見込みであること等を踏まえ、改めて、各都道府県・指定都市教育委員会の学校安全担当課等に対し、

- ① 気象情報等に十分留意し、活動の実施について対応を柔軟に検討すること
- ② こまめな水分・塩分の補給や休憩とともに、健康観察など健康管理の徹底を図ること
- ③ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合の応急手当を適切に実施すること
- ④ 夏休みを迎えるにあたり、熱中症防止のための児童生徒等への指導を行うことなどの万全の対策を講ずるよう依頼。【P14】

(2) 運動部活動における熱中症事故の防止等について対応依頼 (通知(7月20日))

暑熱環境が悪化し、とりわけ夏季の運動部活動における熱中症事故の防止等生徒の安全確保に向けた取組の強化が急務であることから、各都道府県・指定都市教育委員会等関係機関に対し、

- ① 「運動部活動の在り方に関する方針」の策定に当たり、これまでの関係通知等を参考に、例えば高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯における屋外の活動を原則として行わないように明記する等、適切に対応すること
 - ② 高温や多湿時において、主催する学校体育大会が予定されている場合には、大会の延期や見直し等、柔軟な対応を行うこと。なお、止むを得ない事情により開催する場合には、生徒の健康管理を徹底すること
- などの万全の対策を講ずるよう依頼。【P16】

※文化部活動についても、同日付で担当部局に熱中症事故の防止について注意喚起。

(3) 文部科学省関連機関等への注意喚起 (事務連絡(7月19日、20日))

多くの地域住民が集まる社会教育施設(社会体育施設、文化施設を含む。)など、学校以外の場でも熱中症事故の防止が必要であることから、各都道府県・指定都市などに対し、熱中症事故の防止について周知。

(4) 学校の夏季における休業日に関する児童生徒等の健康確保に向けた対応等についての依頼 (通知(8月7日))

各教育委員会等に対して、学校の夏季における休業日の延長等に関する検討を依頼する通知を8月7日に発出。【P20】

(5) 夏季休業中の学校水泳プールの開放における留意点を周知 (事務連絡(8月7日))

公立学校の水泳プール開放の大半が長期休業中に行われていることから、今夏の暑熱環境の悪化等を踏まえ、各都道府県・指定都市などに対し、水泳プールの開放を行うにあたっての留意点を周知。今後、学校屋外プールにおける熱中症事故防止対策の事例集を作成・配布予定。

(6) 学校施設の空調設備の設置支援

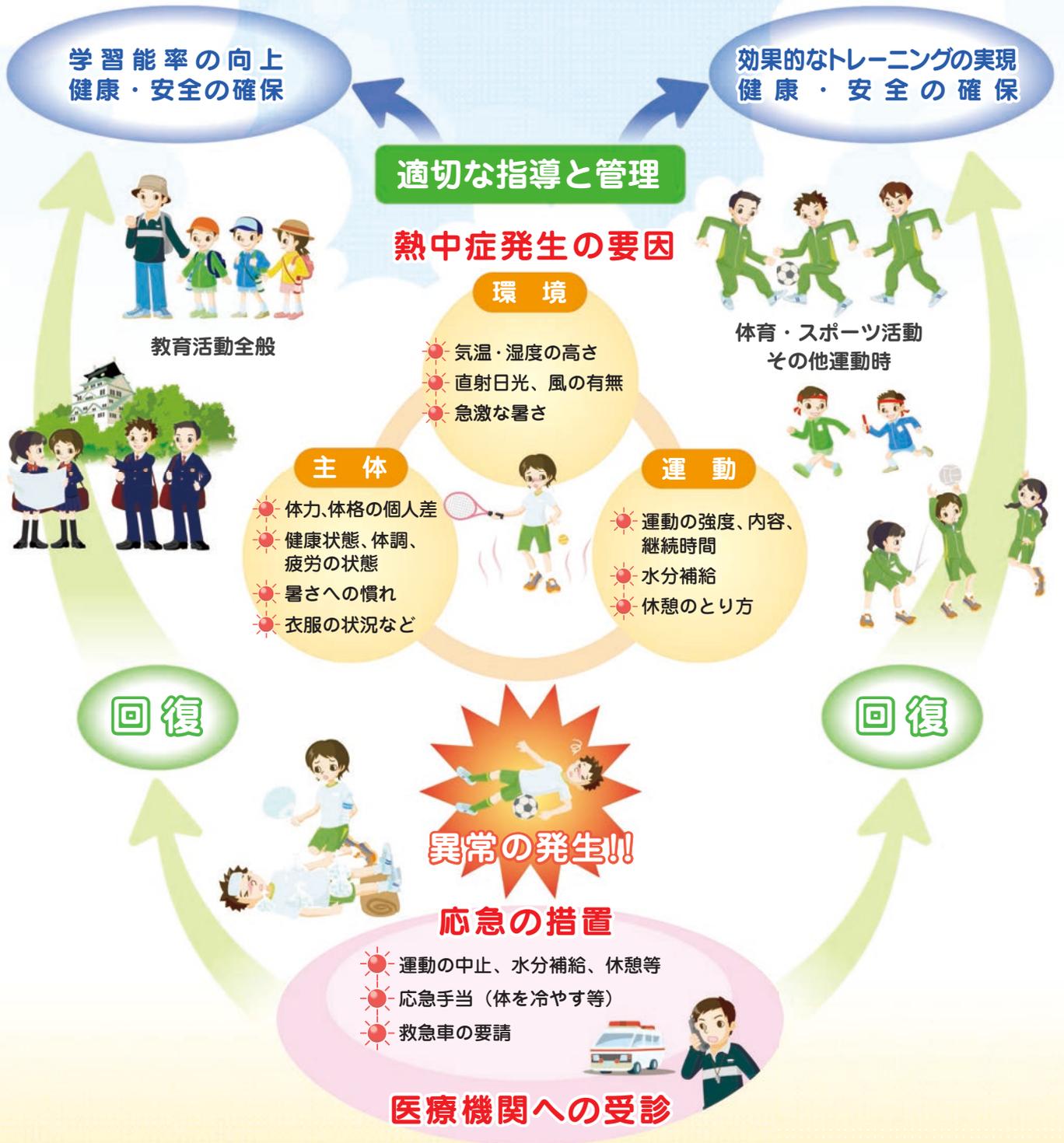
平成30年度補正予算(案)における空調整備については、全国の公立小・中学校等の各学級に空調設備を設置できるよう、特別の交付金を創設し、その所要額として817億円を計上している。

(7) 気象庁報道発表等関連情報の周知 (随時)

気象庁報道発表「西日本と東日本における7月下旬にかけて続く高温について」「7月中旬以降の記録的な高温と今後の見通しについて」等を受けて、各都道府県・指定都市教育委員会等宛てに随時情報提供・注意喚起。

熱中症を予防しよう

— 知って防ごう熱中症 —



●熱中症とは

熱中症とは、熱に中る（あたる）という意味で、暑熱環境によって生じる障害の総称です。

熱中症にはいくつかの病型がありますが、重症な病型である熱射病を起こすと、適切な措置が遅れた場合、高体温から多臓器不全を併発し、死亡率が高くなります。

学校の管理下における熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生しています。暑い中では、体力の消耗が激しく、トレーニングの質も低下し、効果も上がりません。熱中症予防のための運動方法、水分補給等を工夫することは、事故防止の観点だけでなく、効果的なトレーニングという点においても大変重要です。

正しく理解し、学校の管理下で起こる熱中症事故を予防しましょう！

●熱中症はこんな病気です！ —熱中症で起こるこんな障害—

熱中症とは、暑さの中で起こる障害の総称です。大きく次の4つに分けることができます。

熱失神

炎天下にじっとしていたり、立ち上がった時、運動後などに起こる。皮膚血管の拡張と下肢への血液貯留のために血圧が低下、脳血流が減少して起こるもので、めまいや失神（一過性の意識障害）などの症状がみられます。→足を高くして寝かせると通常はすぐに回復する。

熱けいれん

大量の発汗があり、水のみを補給した場合に血液の塩分濃度が低下して起こるもので、筋の興奮性が亢進して、四肢や腹筋のけいれんと筋肉痛が起こる。→生理食塩水（0.9%食塩水）など濃いめの食塩水の補給や点滴により通常は回復する。

熱疲労

脱水によるもので、全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛などの症状が起こる。体温の上昇は顕著ではない。→0.2%食塩水、スポーツドリンクなどで水分、塩分を補給することにより通常は回復する。嘔吐などにより水が飲めない場合には、点滴などの医療処置が必要。

熱射病

体温調節が破綻して起こり、高体温と意識障害が特徴である。意識障害は、周囲の状況が分からなくなる状態から昏睡まで、程度は様々である。脱水が背景にあることが多い。血液凝固障害、脳、肝、腎、心、肺などの全身の多臓器障害を合併し、死亡率が高い。→救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げられるかにかかっている。救急車を要請し、速やかに冷却処置を開始する。



★ 反応が鈍い、言動がおかしいなど少しでも意識障害がある場合には、重症の熱射病を疑ってください。

★ 熱中症を4つの病型に分けて、病態と対処法を説明しましたが、実際の例ではこれらの病型に明確に分かれているわけではなく、脱水、塩分の不足、循環不全、体温上昇などがさまざまな程度に組み合わさっていると考えられます。したがって、救急処置は病型によって判断するよりも重症度に応じて対処するのがよいでしょう。特に熱射病が疑われるときは、迅速に対応する必要があります。

●こんなときは要注意！ —熱中症が起こりやすい条件とは？—



高湿度・急な温度上昇などには要注意!! 日中の暑い時間帯は避けて行動しよう! —暑熱馴化が必要です—

気温が高いと熱中症の危険が高まりますが、それほど気温が高くなくても湿度が高い場合は発生します。また、梅雨明けなどに急に暑くなり、体が暑さに慣れていないときに多く発生します。暑さに慣れるまでの1週間くらいは、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らしていきましょう。発生時刻では、10時から16時の間に多くみられますが、暑い季節は、朝や夕方でも熱中症が発生することがあります。



肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人、体調の悪い人は要注意! —7割以上が肥満傾向の人—

肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人、体調の悪い人は熱中症を起こしやすいです。特に、学校の管理下の熱中症死亡事故は、7割以上が肥満傾向の人です。



ランニング、ダッシュの繰り返しには気を付けて!

学校の管理下で起きている熱中症の事故は、運動部の活動中に起きているものがほとんどです。種目は野球、ラグビー、サッカー、柔道、剣道など多岐にわたります。(P6 グラフ参照)。練習内容をみると、ランニング、ダッシュの繰り返しによるものが多く、特に注意が必要です。

●熱中症は予防できる！ ー熱中症予防の原則ー

1 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと

暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にるようにし、休憩を頻繁に入れ、こまめに水分を補給する。WBGT等により環境温度の測定を行い、下記の「熱中症予防運動指針」を参考に運動を行う。汗には塩分も含まれているので水分補給は0.1～0.2％程度の食塩水がよい。運動前後の体重を測定すると水分補給が適切であるかがわかる。体重の3％以上の水分が失われると体温調節に影響するといわれており、運動前後の体重減少が2％以内におさまるように水分補給を行うのがよい。激しい運動では休憩は30分に1回はとることが望ましい。

2 暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症は梅雨明けなど急に暑くなった時に多く発生する傾向がある。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生する。これは体が暑さに慣れていないため、急に暑くなった時は運動を軽くして、1週間程度で徐々に慣らしていく必要がある。週間予報等の気象情報を利用して気温の変化を考慮した1週間の活動計画等を作成することも大事である。

3 個人の条件を考慮すること

肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動を軽減する。特に肥満傾向の者は熱中症になりやすいので、トレーニングの軽減、水分補給、休憩など十分な予防措置をとる必要がある。

また、運動前の体調のチェックや運動中の健康観察を行い、下痢、発熱、疲労など体調の悪い者は暑い中で無理に運動をしない、させない。

4 服装に気をつけること

服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材にする。直射日光は帽子で防ぐようにする。

5 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

★ 以上のポイントに注意して、体調が悪くなったらすぐに運動を中止し、適切な応急手当など必要な措置をとりましょう！また、一方的に急げなどと判断して放置せず、冷静に症状を観察・判断し、迅速に対応しましょう！

WBGT【湿球黒球温度】とは

□ 温度環境を評価する指標

WBGTは暑さ寒さに関係する気温、湿度、輻射熱、気流の4要素を取り入れた指標

(計算方法)

■ 屋外で日射のある場合

$$WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度}$$

※現在、WBGTを簡便に測定できる指標計があります。

■ 室内で日射のない場合

$$WBGT = 0.7 \times \text{湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度}$$

！トピックス 体温調節について

深部の体温は、環境温度が変化しても一定に保たれるようになっています。これは、体内での熱産生と体表面からの熱放散が体温調節中枢によって平衡を保っているからです。暑いとき、熱放散は主に汗の蒸発によって行われていますが、湿度が高いと制限されてしまい、うつ熱(*)が起きやすくなります。運動時には、筋で大量の熱が発生するため、熱の放散が問題になります。激しい運動では、安静時の10～15倍の熱が発生しますが、これは、20～30分で体温を4℃上昇させる熱に相当し、熱放散が制限される条件下では、うつ熱が発生しやすくなるのです。高温環境下の運動は、大量の発汗が生じるため、水分を補給しないと脱水になってしまいます。脱水になると、循環が悪くなるため、熱放散の効率が低下し、さらにうつ熱が生じやすくなってしまいます。

*うつ熱：体内に熱が溜まること

熱中症予防運動指針

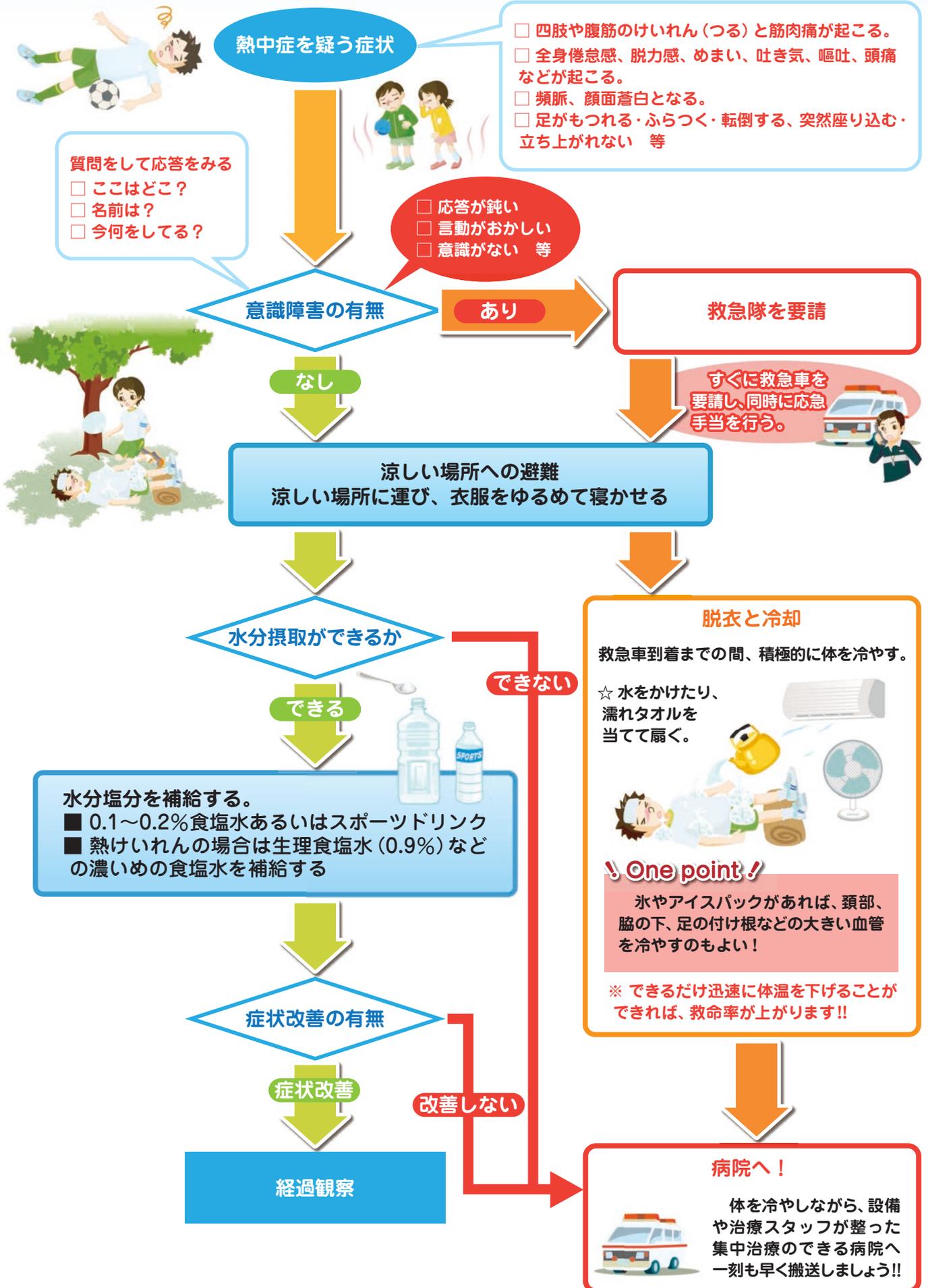
WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	▲▲▲ ▼▼▼	
28	24	31	▲▲▲ ▼▼▼	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休憩をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動中止。
25	21	28	▲▲▲ ▼▼▼	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
21	18	24	▲▲▲ ▼▼▼	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
			▲▲▲ ▼▼▼	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

1) 環境条件の評価にはWBGTが望ましい。

2) 乾球温度を用いる場合には、湿度に注意する。湿度が高ければ、1ランク厳しい条件の運動指針を適用する。

※「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック(公益財団法人日本体育協会)平成25年4月改訂

熱中症対応フロー



●学校の管理下における熱中症死亡事例

—屋外だけで起こるものでも、運動中だけに起こるものでもありません！—

☀️ 35℃以上の環境下では、運動は原則中止！

野球部の夏合宿中、最高気温35℃の晴天の中で練習を終えたあと、6km離れた宿舎まで上級生とジョギングをしながら向かった。歩いたり、水分補給をしながら宿舎に到着し、水シャワーを浴びるころから、本生徒の会話の様子に異常がみられ、部屋へ運んだ。その後呼吸が苦しようになったため、気道確保したが、しばらくして反応がなく、呼吸も激しくなったため、救急車で病院に搬送した。
(高等専門学校2年、男子)

☀️ 炎天下のランニングは要注意！

夏期休業中、ラグビー部の県外合同練習に参加していた。他校チームと25分ハーフの試合後、日陰で20分程休憩、ミーティング、更衣、給水などをした。次の試合まで2時間以上あったので、30分のランニング練習に入った。60mグループ走の途中、指導教師が本生徒の顔色が悪いのに気づき、中止を指示し、日陰に横にさせた。吐き気が続いたため、救急車で病院に搬送した。
(高等学校2年、男子)

☀️ 直射日光の当たらない室内でも熱中症は起こります！

柔道部活動時、他校武道場で合同練習を行っていた。準備運動、寝技、投げ込み後、乱取りの練習を始めたところ、本生徒が疲れた様子だったので、教師が休憩するよう指示をした。しかし、意識もうろう、右手の硬直がみられ、救急車で病院に搬送した。
(中学校2年、男子)

☀️ 運動後、下校中に急変することもあります！

バレーボール部活動中、途中、体調が悪くなったので見学し、部活動終了後、友人と一緒に下校していた。自転車を押しながら、ふらふらしつつも、上り坂を上がったあと、後ずさりしながら後ろに倒れた。友人が渡したジュースを1本飲んだあと、意識がなくなり、けいれんを起こしたので、救急車で病院に搬送した。
(高等学校1年、男子)

☀️ 休み明けの急な激しい運動は要注意！

試験休みの剣道部活動時、朝10時半から夕方18時ごろまで練習していた。その後、けいこや大会について、顧問教師から話があったあと、19時から練習を再開したところ、突然具合が悪そうになり、道場の隅にうずくまった。横になって休むように指示をし、練習終了後、様子を見たところ、意識等に異常がみられたため、車で病院に搬送した。
(高等学校3年、男子)

☀️ 楽しい学校行事、しかし油断は禁物です！

5、6年生合同の遠足中、班別でオリエンテーリングをしていた。出発後約60分、2km程の所で、本児の足がもつれてきたため、木陰で休ませ、お茶を飲ませるなどしていた。しかし、顔色不良、口からよだれのようなものをたらし始めたので、救急車で病院に搬送した。
(小学校6年、男子)

●学校の管理下における熱中症死亡事例の発生傾向 (※平成29年は速報値)

☀️ 場合別・スポーツ種目別発生傾向 (昭和50年～平成29年)

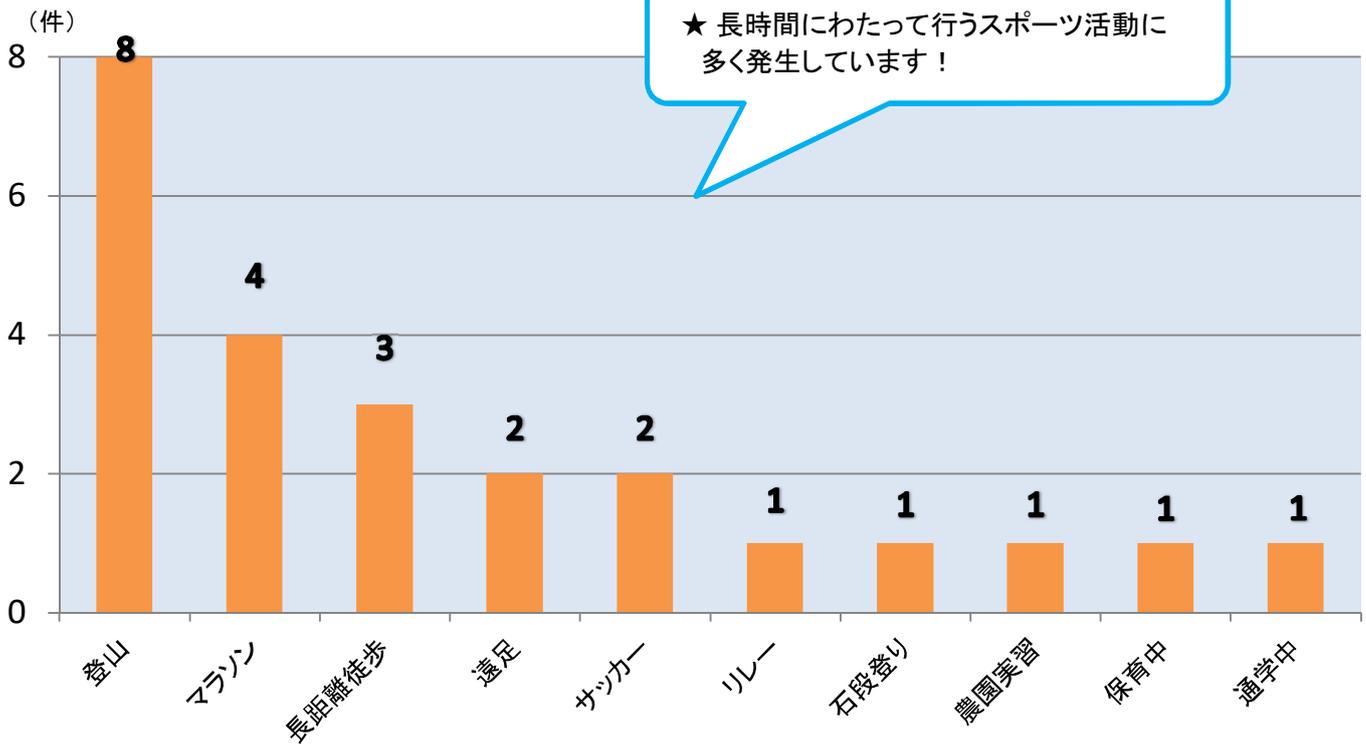
部活動の場合



★ 屋外で行うスポーツに多く発生していますが、屋内の防具や厚手の衣服を着用しているスポーツでも多く発生しています！

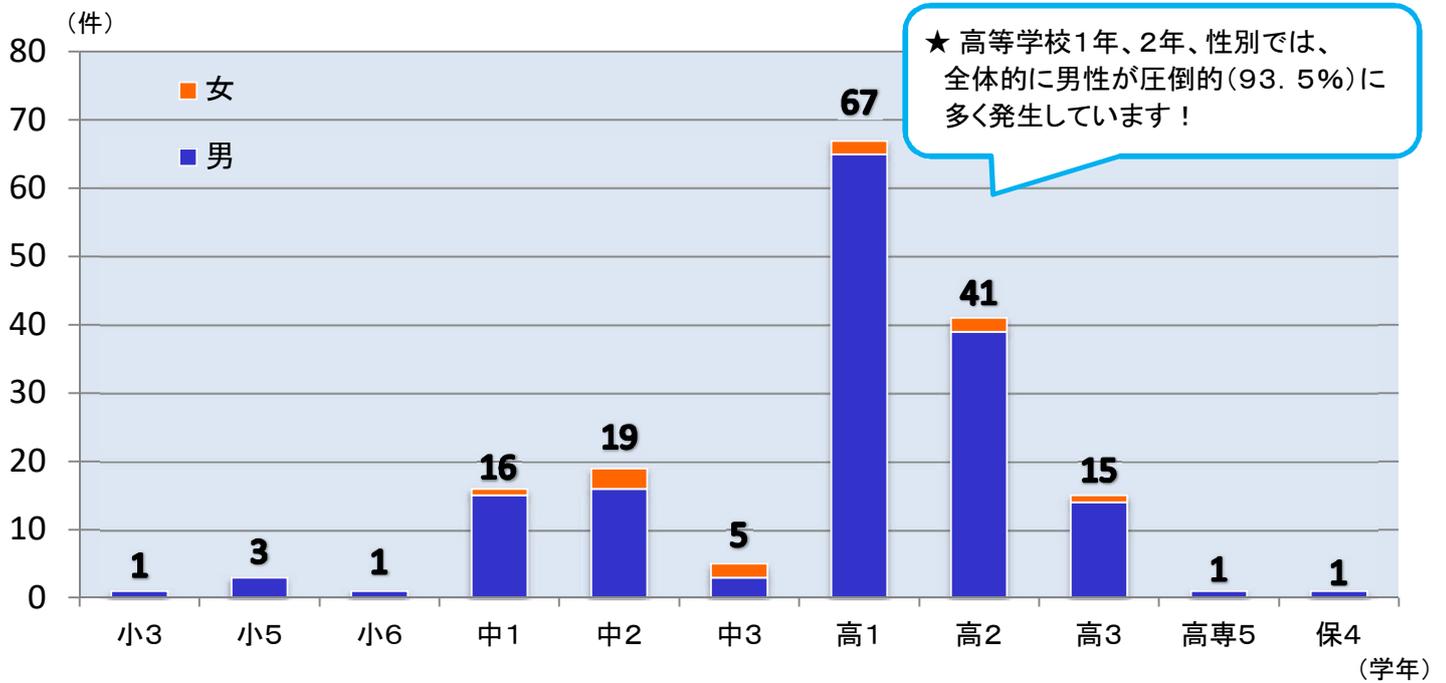
種目	野球	ラグビー	柔道	サッカー	剣道	山岳	陸上	ハンド	バレー
件数	37	17	16	14	11	9	7	7	4
種目	バスケ	アメフト	卓球	レスリング	ソフト	テニス	相撲	その他	計
件数	4	4	3	3	2	2	2	4	146

学校行事等 部活動以外の場合



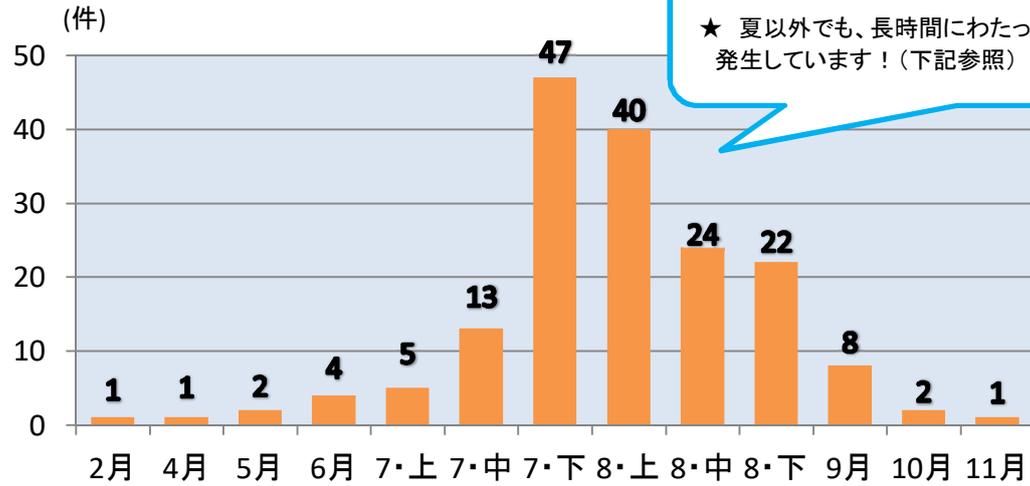
種目	登山	マラソン	長距離徒歩	遠足	サッカー	リレー	石段登り	農園実習	保育中	通学中	計
件数	8	4	3	2	2	1	1	1	1	1	24

🌞 学年・性別発生傾向(昭和50年～平成29年)



学年	小3	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高専5	保4	計
男	1	3	1	15	16	3	65	39	14	1	1	159
女	0	0	0	1	3	2	2	2	1	0	0	11
計	1	3	1	16	19	5	67	41	15	1	1	170

☀ 月別発生傾向(昭和50年～平成29年)

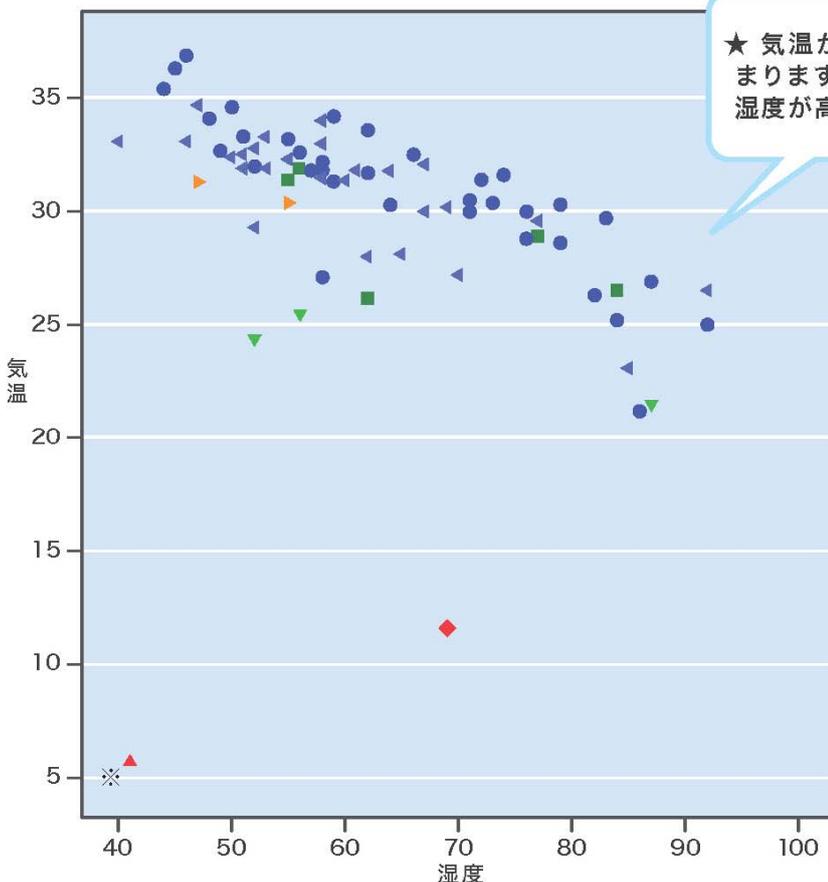


★ 梅雨明けの急に気温が上がる頃に、多く発生しています！
 ★ 夏以外でも、長時間にわたって運動を伴う学校行事等で発生しています！（下記参照）

2月（1）：校内マラソン
 4月（1）：校内マラソン
 5月（2）：30km徒歩等
 6月（4）：陸上部ランニング
 山岳部登山等
 10月（2）：ラグビー
 遠足
 11月（1）：校内マラソン

月	2月	4月	5月	6月	7・上	7・中	7・下	8・上	8・中	8・下	9月	10月	11月	計
件数	1	1	2	4	5	13	47	40	24	22	8	2	1	170

☀ 月別環境温度及び湿度（平成2年度～平成24年度）



★ 気温が高いと熱中症発生の危険性が高まりますが、気温がそれほど高くなくても湿度が高い時に、発生しています！

- ▲ 2月
- ▼ 6月
- ◀ 7月
- 8月
- 9月
- ▶ 10月
- ◆ 11月

平成2年度～平成24年度における熱中症死亡事故80例の、発生時の環境条件を最寄りの気象台データから調査したものです。

※ 2月は校内マラソン大会の事例で、厚着の影響が考えられます。

平成 30 年 10 月 30 日
気 象 庁

平成 30 年度の熱中症対策関連情報について

平成 23 年夏季の電力需給のひっ迫に伴い、節電の取り組みが広く実施される一方で熱中症への懸念が高まったことを契機に、当庁では期間（4 月第 4 水曜日～10 月第 4 水曜日）を定めて熱中症対策に関する気象情報の提供を行っている。今年度も同様に、以下のとおり情報の提供を行った。

- 天気予報

当日の最高気温が概ね 30 以上（ ）となることが予想される場合に、天気概況において熱中症に対する注意を呼びかけ。

- 高温注意情報

翌日（地方情報）又は当日（府県情報）の最高気温が概ね 35 （ ）以上になることが予想される場合に発表。

- 高温に関する気象情報

向こう 1 週間で最高気温が概ね 35 （ ）以上になることが予想される場合に、「高温に関する気象情報」を発表。

- 高温に関する異常天候早期警戒情報

5 日～14 日後を対象として、7 日間平均気温が平年よりかなり高い場合に発表される「高温に関する異常天候早期警戒情報」において、7 日間平均気温が概ね 28 （ ）を超える確率が 30%以上と予想される場合に、熱中症に対する注意を呼びかけ。

- その他の情報（上記情報等とともに気象庁 H P 熱中症ポータルサイトに掲載）

- 主な地点の気温予測グラフ
- 最高・最低気温分布予想図
- アメダスの気温の観測データ
- 推計気象分布（最新の気温等の分布を、約 1km 四方で 1 時間ごとに提供）
- ヒートアイランド監視報告（毎年 7 月頃公表する都市化による気温への影響評価等）
- 全国の日最高気温の分布
- 全国観測値ランキング
- 観測史上 1 位の値更新状況

一部の地域では基準が異なる。

気象庁HP熱中症ポータルサイト：

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>

さらに、7月中旬以降の記録的高温を受け、以下の取組を追加的に実施し、熱中症に関する注意喚起を強化した。

- 報道発表（記者会見）の実施
 - 西日本と東日本における7月下旬にかけて続く高温について（7/13 14:30）
http://www.jma.go.jp/jma/press/1807/13b/20180713_kouon.html
 - 7月中旬以降の記録的高温と今後の見通しについて（7/23 17:00）
http://www.jma.go.jp/jma/press/1807/23a/20180723_kouon.html
 - 7月の天候（8/1 17:00）
 - <https://www.jma.go.jp/jma/press/1808/01a/tenko1807.html> 夏（6～8月）の天候（9/3 16:00）
<http://www.jma.go.jp/jma/press/1809/03c/tenko180608.html>
- 平成30年7月豪雨の被災地においては、気象支援資料の提供やJETT（気象庁防災対応支援チーム）による気象解説を地元自治体に対して実施。
- 7月中旬以降の顕著な高温により社会経済に大きな影響が出ていることを踏まえ、大学・研究機関等の専門家で構成される異常気象分析検討会（臨時会）を開催し、顕著な高温等の要因について検討・公表。
 - 「平成30年7月豪雨」及び7月中旬以降の記録的な高温の特徴と要因について（8/10）
<https://www.jma.go.jp/jma/press/1808/10c/h30goukouon20180810.html>

- 気象庁は、**2019年6月頃**より「**2週間気温予報**」の提供を開始予定。
(熱中症等に対する早期の事前対策や、各産業における気候リスク低減、及び生産性向上での利活用を想定。)
- 主に2週間先について、**5日間平均した最高・最低気温を毎日提供**。
– **毎週2回(月・木曜日)**、2週間気温予報で「かなり高い」あるいは「かなり低い」気温が予想された場合には、「**早期天候情報**」をあわせて発表。
- 5日間平均気温を用いて、熱中症への注意喚起を行うことを検討中。

異常天候早期警戒情報（現在）

- 1～2週間先に極端な高温・低温が予測される場合に**臨時に発表**
- 予測期間が長く予測に不確実性を伴うことから、**確率表現**としてきた



「かなり高い」
確率
30%以上

「かなり低い」
確率
30%以上

関東甲信
8/7頃からの約1週間

2週間気温予報（新規）

• 「2週間気温予報」として気温の値を**毎日発表**

日付		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		週間 天気予報 (発表)							(7-11)	(8-12)	(9-13)	(10-14)	(11-15)
東京	最高 (°C)								34	34	33	33	32
	最低 (°C)								27	27	26	25	24

(2週目は5日間平均)

※2週間気温予報の提供開始にあわせて、現在提供している「異常天候早期警戒情報」は提供終了予定。

熱中症に関する今年度の取組結果について

環境省大臣官房環境保健部環境安全課
水・大気環境局大気環境課大気生活環境室
地球環境局総務課研究調査室

1. 熱中症関係省庁連絡会議の開催

熱中症対策に関係する省庁の緊密な連携を確保し、効率的・効果的な施策の検討及び情報交換を行うことを目的として、熱中症関係省庁連絡会議を設置。平成 28 年より連絡会議として報道機関向け勉強会を開催し、平成 30 年も継続。5 月に平成 30 年度 第 1 回 熱中症関係省庁連絡会議を開催。

今夏の酷暑及び熱中症発生の状況を受けて、関係各省庁における熱中症対策のより一層の連携・推進に資するため、8 月に平成 30 年度 第 2 回 熱中症関係省庁連絡会議を開催。構成員に、これまでの構成省庁（消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、環境省(事務局)）に加えて、新たに経済産業省、国土交通省、観光庁が参加。

2. 熱中症予防強化月間の延長

熱中症関係省庁連絡会議において例年 7 月に設定している熱中症予防強化月間について、今夏の酷暑及び熱中症発生の状況を受けて、平成 25 年の同月間設置以来、初めて、8 月まで延長することを決定。

3. 事務連絡の発出

- ・ 平成 30 年 7 月豪雨を受けて、平成 30 年 7 月 9 日に被災府県宛て、被災住民等の熱中症対策について周知を依頼する事務連絡を発出。
- ・ 今夏の酷暑及び熱中症発生の状況を受けて、平成 30 年 7 月 19 日に全国の都道府県・政令指定都市熱中症予防対策担当部局宛て、熱中症対策について周知を依頼する事務連絡を発出。
- ・ 熱中症予防月間の 8 月までの延長を受けて、平成 30 年 7 月 31 日に全国の都道府県・政令指定都市熱中症予防対策担当部局宛て、同延長を周知し 8 月中も熱中症対策のより一層の推進を依頼する事務連絡を発出。また同時に、自治体等における熱中症対策に係る取組を広く事例収集、分析し、効果的な熱中症対策の推進に役立てるため、自治体等を含め、熱中症対策として、個人への周知や、イベントの主催者、公民館や高齢者施設の管理者、企業の経営者等における熱中症の危険を踏まえた対応等の取組、暑さ指数(WBGT)を活用した取組、施設の設備や都市構造での暑さ対策等の取組等について、情報提供を依頼。
- ・ 台風第 21 号の被害を受けて、平成 30 年 9 月 5 日に全国の都道府県・政令指定都市熱中症予防対策担当部局宛て、被災住民等の熱中症対策について周知を依頼する事務連絡を発出。

4. 熱中症対策シンポジウム

熱中症対策の実施を推進するため、地方自治体職員、民生委員、一般の皆様等に向けた熱中症に関する基礎知識や対策等に係るシンポジウムを開催。

対象者：地方自治体職員、民生委員、一般国民

開催日程・開催地：

6月3日(日)：東京、東京（小平市・町田市）、福岡

6月4日(月)：東京、埼玉、東京（小平市・町田市）、高知、福岡

※ 東京会場以外はインターネットによる中継配信

※ 全日程において、インターネット配信を実施。

5. イベント等における普及啓発

- ・ 6月2, 3日に行われたエコ・ライフフェア 2018（東京・代々木公園）において、熱中症予防に関する啓発資料の配布、熱中症予防に関するアンケート等を実施。
- ・ 熱中症予防強化月間に熱中症予防に係るイベント（7月14日（愛知・名古屋）、7月21日（東京・渋谷）、7月28日（大阪・梅田））を開催し、熱中症予防に関する啓発資料の配布、熱中症予防に関するアンケート等を実施。
- ・ 7月27日に行われた大手町・丸の内・有楽町夏祭り 2018 丸の内 de 打ち水において、熱中症予防カードや啓発グッズを配布。
- ・ 8月1, 2日に行われた「こども霞ヶ関見学デー」に来訪されるお子さん及び保護者に対し、熱中症予防カード及びスポーツドリンクを提供し、熱中症予防を呼びかけ。
- ・ 8月の行楽シーズンに国立公園を訪問される方に対し、ビジターセンター等で熱中症予防カードを配布し、熱中症予防を呼びかけ。
- ・ エコファースト企業の関連施設で熱中症予防カードを配布し、熱中症予防を呼びかけ。
- ・ 九都県市の日傘貸出イベントにおいて、暑さ指数計を活用した暑熱回避行動の呼びかけを実施（7月21日（神奈川・よこはま動物園ズーラシア）、8月4日（千葉・千葉市動物公園）、5日（東京・井の頭自然文化園））。
- ・ 株式会社ドンキホーテホールディングスと「熱中症予防声かけプロジェクト」の普及啓発で連携し、7月3日から8月31日までの間、店内モニターでの暑さ指数(WBGT)の表示や多言語対応の熱中症予防啓発ポスターの掲示等を実施。
- ・ 商業施設や金融機関、複合施設等が参画する地域一体となったクールシェア推進モデル事業「クールシェア in 日本橋」を7月26日から8月9日までの間、東京都中央区日本橋地区において実施。
- ・ 8月に観光庁を通じて、全国の観光案内所、宿泊施設、旅行会社へ熱中症普及啓発資料の配付等をメールで依頼。

6. ホームページ等における情報提供

- ・ 環境省熱中症予防情報サイト (<http://www.wbgt.env.go.jp/>) において、熱中症予防情報を提供。平成30年7月豪雨を受けて、被災地の暑さ指数(WBGT)がすぐに確認できるよう、トップページにリンクを表示。

(1) 主な提供情報

①全国840地点の暑さ指数(WBGT)の予測値及び実況値（4月20日から10月8日まで）

○予測値：当日、翌日、翌々日（深夜0時まで）の3時間毎（3時、6時、9時・・・）の予測値

○実況値：現在の暑さ指数(WBGT)の実況推定値（実測地点においては実測値）

*暑さ指数(WBGT)の実測地点：札幌、仙台、新潟、東京、名古屋、大阪、広島、高知、福岡、鹿児島、那覇（全国 11 地点）

- ②暑さ指数(WBGT)の個人向けメール配信サービス（無料）の提供
- ③暑さ指数(WBGT)と熱中症救急搬送人員数の関係について(週報)
- ④CSV形式による暑さ指数(WBGT)数値データの提供
- ⑤「まちなかの暑さ対策ガイドライン 改訂版（平成 30 年 3 月環境省）」など暑熱対策技術の紹介
- ⑥「熱中症環境保健マニュアル 2018」、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2018」、「熱中症予防カード」などの熱中症対策に関する普及啓発資料
- ⑦熱中症に関する関係省庁の取組

(2) 利用状況等

①環境省熱中症予防情報サイトのアクセス件数

今年度の暑さ指数(WBGT)提供期間中のアクセス件数は約 3,000 万件。

期間	件数
平成 26 年 5 月 12 日～10 月 17 日	14,420,972 件
平成 27 年 5 月 13 日～10 月 16 日	12,701,487 件
平成 28 年 4 月 25 日～10 月 14 日	11,540,347 件
平成 29 年 4 月 20 日～9 月 29 日	12,133,194 件
平成 30 年 4 月 20 日～10 月 8 日	30,478,165 件

②個人向けメール配信サービスの利用状況について

今年度の個人向けメール配信サービスの利用者数は約 28,000 人。

- ・ 環境省公式ツイッター (https://twitter.com/Kankyo_Jpn/) において、7月から8月まで平日は毎日、暑さ指数(WBGT)に基づく熱中症対策等、熱中症に関する情報を発信。

7. 熱中症対策に関する普及啓発資料の作成・配布

環境省で作成している「熱中症環境保健マニュアル 2018」、「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2018」、「熱中症予防カード」などの熱中症対策に関する普及啓発資料を作成し、以下の様に情報提供。

- ・ 地方自治体、教育機関や教育委員会等の関係機関に配付。

<作成部数の実績>

	マニュアル	リーフレット(一般)	リーフレット(高齢者)	ポストカード	携帯型カード	月間ポスター	DVD ①(一般)	DVD ②(専門)
平成 24 年度	16,000	300,000	700,000	140,000	203,000	—	—	—
平成 25 年度	17,000	307,000	794,000	62,000	203,000	5,000	—	—
平成 26 年度	58,000	571,500	943,000	93,000	391,500	5,000	—	—
平成 27 年度	45,400	1,005,000	1,050,000	194,200	795,000	42,300	—	—
平成 28 年度	39,200	873,800	1,119,000	179,350	864,000	43,500	29,800	28,540
平成 29 年度	31,900	855,700	1,205,000	242,800	888,800	52,700	18,200	18,100
平成 30 年度	68,000	1,295,000	1,370,000	—	1,481,000	90,500	9,300	9,500

- ・ 環境省熱中症予防情報サイトにおいて各資料の PDF 版を公開、スマートフォン等からも内容の閲覧が可能。(再掲)
- ・ 環境省で開催するイベント等において配布。(再掲)
- ・ リーフレット等を自治体側で印刷・配布が行えるよう、希望があった自治体に対し印刷用データを提供。
- ・ 普及啓発資料の希望が個別にあった場合には着払いで発送。
- ・ 政府広報による音声広報 CD「明日への声」等において情報を発信。

8. 東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組

- ・ 平成 30 年 3 月に発行した「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2018」について、引き続き暑熱環境の調査やフィードバックの収集(スポーツ競技場や大規模イベント)を行った上で改訂予定。
- ・ 外国人に対する普及啓発の手法について検討。
- ・ 7 月 1 日から 9 月 15 日の間、主要競技会場周辺等 14 地区において暑熱環境を調査、結果を公表。

9. 自治体等における熱中症対策の推進

7 月に全国の都道府県・政令指定都市熱中症予防対策担当部局宛てに、自治体等における熱中症対策に係る取組について、情報提供を依頼し、約 2000 事例を収集。効果的な熱中症対策の推進に役立てるため、収集した事例を分析し、優良事例をとりまとめる予定。

10. 気候変動適応

- ・ 熱中症関連施策を含めた気候変動適応の推進を目的とした気候変動適応法が、6 月 13 日に公布された。今後、12 月 1 日には施行される予定。
- ・ 同法第 7 条に基づく気候変動適応計画について、計画案のパブリックコメントを 9 月 19 日から 10 月 18 日まで実施し、関係府省庁との協議等を経て、11 月中に閣議決定する予定。また、同計画案では、「気候変動適応に関する分野別施策」の「健康」、「国民生活・都市生活」及び「農業、森林・林業、水産業」において、熱中症関連施策についても記載している。

熱中症に関する来年度の取組について

環境省大臣官房環境保健部環境安全課
水・大気環境局大気環境課大気生活環境室
地球環境局総務課研究調査室

1. 熱中症関係省庁連絡会議

熱中症対策に関係する省庁の緊密な連携を確保し、効率的・効果的な施策の検討及び情報交換を行うことを目的として、熱中症関係省庁連絡会議を開催。平成 28 年度より同会議の構成員で開催している報道機関向け勉強会を継続して実施。

※構成員：消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁、環境省(事務局)

2. マニュアル等の作成・配布

熱中症環境保健マニュアル、リーフレット、カード、動画等の熱中症対策に係る普及啓発資料を作成し、地方自治体、教育機関や教育委員会等の関係機関に配付するとともにウェブサイトで情報提供。希望があった自治体に対しては印刷用データを提供。

3. ホームページ等における情報提供

環境省熱中症予防情報サイト (<http://www.wbgt.env.go.jp/>) において、全国 840 地点の暑さ指数(WBGT)の予測値及び実況値(4月中旬～10月上旬頃)や2.の普及啓発資料等、熱中症に係る情報を提供。

4. 熱中症対策シンポジウム

熱中症対策の実施を推進するため、地方自治体職員、民生委員、一般の皆様等に向けた熱中症に関する基礎知識や対策等に係るシンポジウムを開催(6月頃、東京)し、インターネット配信を実施。

5. イベント等の実施

熱中症対策の実施を推進するため、熱中症予防に関する啓発資料の配布、熱中症予防に関するアンケートの実施等を行うイベント等を実施(6～7月頃、全国3都市程度)。

6. 東京オリンピック・パラリンピックに向けた取組

内閣官房が開催する東京 2020 に向けたアスリート・観客の暑さ対策に係る関係府省庁等連絡会議に参加。また、オリンピック・パラリンピックの主要競技会場周辺等の 14 地区における暑熱環境の調査、平成 30 年 3 月に発行した「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2018」のスポーツ大会等の大規模イベントにおける実証、外国人

に対する普及啓発の手法に係る検討等を実施。

7. 自治体等における熱中症対策の推進

自治体等における熱中症対策について、地域気候変動適応計画の一部として盛り込めることも想定した、ソフト施策及びハード施策を含めた効果的な熱中症対策に係るガイドダンスを策定するため、地方公共団体や民間企業等において行われている熱中症対策に係る優良事例を収集・分析し、分析結果を活用した実証事業を実施。

8. 気候変動適応

気候変動適応法及び気候変動適応計画に基づき、熱中症関連施策を含めた各分野における気候変動適応施策を関係府省庁と連携して推進。